



労基法等改正法案その他法改正実務対応解説

労働基準法の改正内容を含む「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案」が2018年の通常国会に提出され審議されます。厚生労働省は、法案成立が早くても5月以降になるため、2019年4月1日に予定していた施行日を1年程度延期する検討に入りました。しかし、施行日が延期されるとしても、労働基準法等の改正に対する実務対応については、今から準備しておきたい内容がかなりあります。

また民法改正により消滅時効の期間の統一化が決まりましたが、それに伴い「賃金等請求権の消滅時効の在り方に関する検討会」で賃金請求権の消滅時効についての議論も始まりました。昨年10月には「育児・介護休業指針及び労働時間等設定改善指針」の改正も行われており、働き方改革推進法案だけではなく、実務対応を検討しなければならない改正事項がいくつかあります。本研修会では、**今後これらの改正に対応し、運用していくためには何を検討し何を覚えていかなければならないか、具体的に解説いたします。**

主な講義項目

- 1. 労基法改正に対して検討しておきたい実務対応**
 (時間外労働に係る限度時間・年次有給休暇の付与方法等の実務対応について)
- 2. 職業安定法に対する実務対応**
 (募集時の労働条件の明示内容の追加と労働契約締結前の労働条件の明示の義務付けなどについて)
- 3. その他の法律改正に対する実務対応のためのポイント**
 (パートタイム労働法、労働者派遣法など働き方改革関連法案、民法の消滅時効の統一化による労基法への影響、2017年度税制改正に伴う就業規則の改定等最新の法改正内容を含めた実務対応ポイントについて)
- 4. 指針改正内容解説**
 (育児・介護休業指針及び労働時間等設定改善指針の改正について)

日時	平成30年3月7日(水) 13:30~16:00	場所	都立中央・城北職業能力開発センター 東京都文京区後楽1-9-5
講師	OURS小磯社会保険労務士法人 代表社員 特定社会保険労務士 小磯優子 氏 大学卒業後、一般企業勤務を経て、平成5年小磯社会保険労務士事務所(現・OURS小磯社会保険労務士法人)を開業。特定社会保険労務士として、都内を中心に大手企業から中小企業までさまざまな企業の人事・労務管理等の相談・コンサルティングおよび労働保険・社会保険関係の相談・手続に応じているほか、労働基準協会、企業内研修などセミナー講師としての活動もあわせて行っている。		
定員	100名 定員になり次第、締め切りとさせていただきます。【満員御礼】		
費用	参加費：無料 (幹事社労士限定) レジュメ・資料は、参加者のみダウンロードいただけます。 開催日約1週間前にダウンロード用のID・パスワードをご案内いたしますので、ダウンロードの上当日ご持参ください。		
	レジュメ・資料 コピー代 ⇒ 1,000円(税込) コピー希望の場合(貴事務所のインターネット環境によりダウンロードができない場合含む)は、上記金額にて承ります。事前に下記申込書にてお申込みください。費用は、当日会場にてレジュメ・資料をお渡しする際にお支払いください。		
	DVD(No.330) 購入費：3,240円(税込、送料込) ※ 振込手数料はご負担ください。 DVDの発刊は平成30年4月中旬を予定しております。なお、レジュメ・資料はDVDと合わせCDで添付いたしますが、別途コピーをご希望の場合は、1,000円(税込)にて承りますので、下記申込書にてお申込みください。 幹事社労士高度化事業にお申し込みの先生はDVDを無料送付いたしますので、お申し込みは不要です。		

申込方法 ⇒ 参加、DVD購入共に、下記申込書にご記入の上FAXしてください。

【参加の場合】3月6日(火)までにFAXにて、お申込みください。※当日ご欠席の場合は、前日までにご連絡ください。
 【DVD購入の場合】FAXにてお申し込みください。また費用につきましては、後に送信する振込要領に基づきお振込みください。

定期研修会 参加・DVD購入申込書(3月7日(水)開催分) FAX:03-5806-0297

お申込	出席 ・ DVD(No.330) いずれかに○を付してください		
氏名	(幹事番号)	事務所名	
所在地			
TEL	FAX		
E-mail			
レジュメ・資料コピー	希望する ・ 希望しない		

